

平成21年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

（地すべり被害の防止による評価）

（区分） 国補・県単

事業名	事業箇所	地区名	事業主体
地すべり防止事業	南巨摩郡 身延町 寺沢	寺沢	山梨県
<p>(1) 事業概要</p> <p>① 課題・背景 本箇所は、寺沢地すべり防止区域内の西側に位置する森林であるが、近年の降雨により斜面内に明瞭な段差地形が形成されるなど地すべり活動が顕著となり、直下の寺沢地区に被害を及ぼすおそれが高まったため、早急に地すべり防止事業により保全対象の保護を図る必要がある。</p> <p>② 整備目標・効果 □ 主要目標 ○ 地すべり被害の防止 保全対象 人家 28 戸、町道 200m 緊急度・危険度 16 ≧ 10 ※ □ 副次効果 なし (※：評価基準値)</p> <p>③ 目標の達成方法 初年度に全体計画調査を実施し、地すべり機構を解析した上で、目標安全率を設定し、これを達成する抑制工、抑止工を計画して地すべり被害を防止する。</p>		<p>(3) 事業の妥当性評価</p> <p>① 公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か） ・自然現象に起因するもので、極めて公共性が高い ○ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>② 事業執行主体の妥当性（県が行うべきか） ・地すべり等防止法第7条の規定により、都道府県知事が実施 ○ <input type="checkbox"/></p> <p>③ 経済妥当性 費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 7.09 > 1.0 ・便益(B) = 912 百万円 ・費用(C) = 129 百万円 ○ <input type="checkbox"/></p> <p>④ 事業実施・規模の妥当性 ・土塊の移動を防止するため、抑制工、抑止工を計画し、地すべり被害を未然に防止する。 ・安全率 1.00 → 1.15 ○ <input type="checkbox"/></p> <p>⑤ 整備手法の有効性 ・林野庁所管の地すべり防止区域に指定されているため、治山事業により整備する ○ <input type="checkbox"/></p> <p>⑥ 環境負荷への配慮 ・切土盛土面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を低減する ○ <input type="checkbox"/></p> <p>⑦ 事業計画の熟度 ・地元身延町からの強い要望あり ○ <input type="checkbox"/></p> <p><妥当性評価> ・7項目全て妥当であることから、実施が妥当と判断する ○ <input type="checkbox"/></p> <p>(4) 事業間優先度評価 ・主要目標「地すべり被害の防止」であるため。優先度評価なし</p> <p>(5) 総合評価 ・妥当性評価の結果から「実施が妥当」 ○ <input type="checkbox"/></p>	
<p>(2) 整備内容と整備量</p> <p>① 整備内容 山腹工 0.5 ha</p> <p>② 整備期間 平成22年度～平成24年度</p> <p>③ 総事業費 139 百万円（国費 70 百万円）（補助率 1/2）</p> <p>④ 全体計画 平成22年度 全体計画調査 集水井 1 基 集水ボーリング 1300m 排水ボーリング 40m 53 百万円 平成23年度 アンカー工 30 本 43 百万円 平成24年度 アンカー工 30 本 43 百万円</p> <p>⑤ 既整備内容・期間・事業費 昭和40年度 谷止工 1 基 4 百万円</p>		<p>【事業位置図等】</p> <p>省 略</p>	